



日頃より松山駅周辺整備事業に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
おかげさまで皆様のご協力により、当事業も順調に進んでおります。

今年度も折返しを過ぎたところですので、本事業の年度後半の予定をお伝えします。

事業の進捗について

● 先行買収について

引続き測量、建物調査を行います。関係する皆様には直接ご連絡しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

● 土地区画整理審議会について

今年度中の審議会の設置に向け、手続きに着手します。

● まちづくりの取り組みについて

地権者の皆様と、今後のまちづくりについて検討を始めます。

● 事業啓発の看板設置について

県市の事業着手を周知するため、駅前に看板を設置します。



設置看板のイメージ

区域内の皆様へ：お住まいの建物が移転となるまで、これまでどおりお住みいただけます。

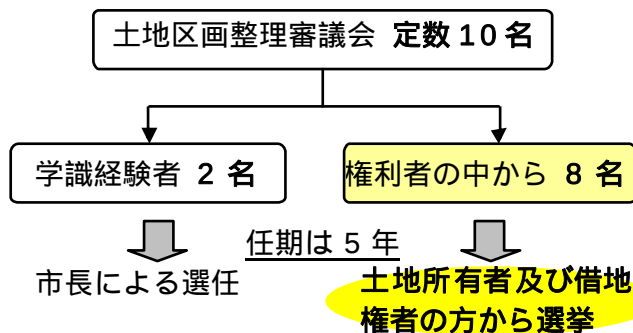
移転時期が決まり次第、市から直接連絡しご説明します。今後とも引き続きご協力をお願いします。

土地区画整理審議会について

土地区画整理審議会設置の目的

審議会は、中立的な立場で、皆様の財産や権利について公平性を確保するために設置されます。施行者は必要な事項について、審議会に意見を聞く等しながら慎重に事業を進めます。

土地区画整理審議会の構成



● よくある質問

Q. 借家に住んでいますが、選挙権はありますか。

A. 選挙権は、土地の所有権もしくは借地権を持っている方になります。したがって、借家に住んでいる方は土地区画整理審議会委員の選挙権はありません。



選挙人名簿作成日等、詳細な日程が決まりましたら、対象者にはその都度ご連絡します。



ご注意ください

選挙権や被選挙権を行使するにあたって、次のような方々については、選挙人名簿作成の基準日（平成21年12月予定）までに所定の手続きを行なわないと、選挙権・被選挙権が認められませんのでご注意ください。

土地や建物の相続登記をしていない方【相続届出書】

共有名義の土地をお持ちの方【代表者選任通知】

未登記の借地権をお持ちの方【借地権申告書】

当課窓口の他、当課ホームページの申請書ダウンロードコーナーに各様式を備えています。



説明会での主な質問・意見等

Q 事業は今後とも予定通り進められるのか。

A 本事業は、県都松山の陸の玄関口にふさわしい整備を図るための重要な事業であることから、今後もこれまでどおり県市が一体となって事業の推進を図ってまいります。

Q 土地の共有者は、審議会の選挙権を全員持てるのか。

A 選挙権は代表者のみ持てます。代表者の選任を行い「代表者選任通知」を提出してください。

Q 建物の取壊しに際して、ほこり対策など、周辺住民への配慮を徹底できないか。

A 解体業者と調整し、対策について指導します。

Q 解体業者が営業に訪れるが、今から業者を決めないといけないか。

A 市は、解体が必要な方には、余裕を持って移転時期のお知らせをします。それまでは、解体業者を決めていただく必要はありません。



まちづくりについて考えてみませんか？

地権者及び関係者の皆様を対象に「まちづくりについて議論を進めるきっかけづくり」として、11月に講演会等の開催を予定しております。

対象者の皆様には、ご案内を同封しています。

まちづくり講演会 平成21年11月5日(水)

テーマ：まちづくりって一体どんなことをするの？

まちづくりの専門家や、実際に他地区でまちづくりに携わった方の生の声を聞いてみませんか？



まちづくり勉強会・意見交換会 平成21年11月17日(火)～19日(木)

テーマ：自分たちのまちの将来像についてみんなで語ろう！

自分たちのまちについてワークショップ形式で話し合ってみませんか？



先進地視察 11月下旬

テーマ：他のまちではどんなまちづくりを行っているの？

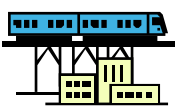
相談所のご案内

下記のとおり相談所を設置します。

【期間】平成21年10月30日(金)～11月11日(水)

- 金曜日 13:30～16:30 南江戸本村集会所1階 会議室
- 日曜日 13:30～16:30 南江戸本村集会所1階 会議室
- 月曜日 18:00～20:00 南江戸本村集会所1階 会議室
- 水曜日 18:00～20:00 中央・新玉公民館1階 大会議室

詳細については、別紙『相談所の設置』をご覧ください。



松山駅周辺整備課のHP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/matsuyamaeki/>
随時更新しておりますので、ぜひチェックしてみてください。

